

# 金沢市緊急経営安定特別資金 【能登半島地震支援分】創設のご案内

本市では、令和6年能登半島地震により、売上高の減少などの影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、国のセーフティネット保証による金沢市緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）を創設します。

## <制度概要>

融資対象者	市内に本社事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び組合のうち、中小企業信用保険法第2条5項第4号の規定に該当し、本市の認定を受けた方 【令和6年能登半島地震の影響に伴う認定要件】 ○セーフティネット保証4号 最近1か月の売上高等が前年同月に比べ <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比べ <u>20%以上減少</u> することが見込まれる場合 (対象) 全業種 (指定期間) 令和6年4月11日まで
資金使途	セーフティネット関連保証（中小企業者信用保険法第2条第5項第4号）による経営安定のために必要な事業資金 <b>なお、当資金に借換を含むことは不可としています。ご注意ください。</b>
条件	石川県信用保証協会の信用保証必須 ※保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。
融資限度額	5,000万円
返済期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	年1.00%（固定金利）
返済方法	元金均等償還
担保・保証人	取扱金融機関の定めによる
申込先	取扱金融機関の窓口
取扱金融機関	商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行
融資実行期間	令和6年1月25日から令和6年5月10日までの融資実行分

<お問い合わせ> 金沢市経済局 産業政策課  
TEL:076-220-2204 E-mail:sansei@city.kanazawa.lg.jp